

振動規制法に基づく特定建設作業（振動規制法施行令別表第2に掲げる作業）

| 番号 | 作業の種類                     | 適用除外（届出不要）となる機械又は作業  |
|----|---------------------------|--|
| 1  | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業 | ① もんけん（くい打機）<br>② 圧入式くい打機<br>③ 油圧式くい抜機<br>④ 圧入式くい打くい抜機             |
| 2  | 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業  |  |
| 3  | 舗装版破碎機を使用する作業             | ① 作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業                        |
| 4  | ブレーカーを使用する作業              | ① 手持ち式のもの（ハンドブレーカー）<br>② 作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業 |

備考1 これらの作業が開始した日に終わる場合は、特定建設作業に当たらない。（届出不要）

参考

騒音規制法に基づく特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業）

| 番号 | 作業の種類                          | 適用除外（届出不要）となる機械又は作業  |
|----|--------------------------------|--|
| 1  | くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業      | ① もんけん（くい打機）<br>② 圧入式くい打くい抜機<br>③ くい打機をアースオーガーと併用する作業  |
| 2  | びょう打機を使用する作業                   |  |
| 3  | さく岩機を使用する作業                    | ① 作業地点が連続的に移動する場合、1日における2地点間の最大距離が50mを超える作業  |
| 4  | 空気圧縮機を使用する作業                   | ① 原動機に電動機を用いるもの<br>② 原動機の定格出力が15kW未満のもの<br>③ さく岩機の動力として使用する作業  |
| 5  | コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業 | ① 混練機の混練容量が0.45m <sup>3</sup> 未満のコンクリートプラント<br>② 混練機の混練重量が200kg未満のアスファルトプラント<br>③ モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業 |
| 6  | バックホウを使用する作業                   | ① 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの<br>② 原動機の定格出力が80kW未満のもの  |
| 7  | トラクターショベルを使用する作業               | ① 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの<br>② 原動機の定格出力が70kW未満のもの  |
| 8  | ブルドーザーを使用する作業                  | ① 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの<br>② 原動機の定格出力が40kW未満のもの  |

備考 これらの作業が開始した日に終わる場合は、特定建設作業に当たらない。（届出不要）